

少年鑑別所に観護収容中の少年の取調べ等について（例規通達）

昭和 46 年 3 月 15 日

栃防発第 439 号ほか

栃木県警察本部長通達

宇都宮家庭裁判所の本庁に係属する少年保護事件で、宇都宮少年鑑別所に収容中の少年の取調べ、実況見分の立ち会い等の許可申請要領を定めたものである。

本通達の概要は、適用範囲、手続き等である。